

COD及び全窒素・全りん自動測定装置保守点検業務委託仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、COD及び全窒素・全りん自動測定装置保守点検業務委託（以下「委託業務」という。）を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この委託業務は、和歌川終末処理場（和歌山市塩屋5丁目3番41号）に設置されているCOD自動測定装置及び全窒素・全りん自動測定装置（以下「各機器」という。）の保守点検を行い、年間を通じての安定動作の確保に努めることを目的とする。

(対象機器)

第3条 各機器の型番等は下記のとおりである。

機器名称	COD自動測定装置（アルカリ法）	全窒素・全りん自動測定装置
製造業者	東亜ディーケーケー株式会社	東亜ディーケーケー株式会社
機器型番	COD-203A	NPW-400
製品番号	COD-203A-2-1A11B11DY0210	NPW-400-2-A0GD00301A0000
設置年月	平成31年2月	令和2年9月
設置場所	和歌川終末処理場水質汚濁負荷量測定室	
測定周期	1時間／1測定	

(受託者)

第4条 委託業務の受託者は、東亜ディーケーケー株式会社の代理店又は直系サービス代行店であり、作業員は各機器の保守点検に必要な知識及び技術を有すること。

(用語)

第5条 点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、各機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

2 保守とは、点検の結果に基づき機器等の機能の回復、危険防止のために行う消耗部品の取替、修理、調整、清掃等、その他これらに類する作業をいう。

3 調整とは、各機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

(提出書類)

第6条 受託者は、契約後すみやかに、業務予定表を提出すること。

2 受託者は保守点検終了後、写真及び報告書を提出すること。

3 受託者は委託業務完了後、完了届を提出すること。

(安全管理)

第7条 受託者は、点検作業にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

(作業時間)

第8条 点検作業の作業時間は市の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員に承認を得るものとする。

(点検用工具等)

第9条 点検用工具及び作業用消耗品は、原則として受託者が用意する。

(交換部品等)

第10条 保守点検に係る各機器の交換用部品等は、原則として受託者が用意すること。交換部品等は、別紙交換部品リストのとおりとする。

(保守点検内容)

第11条 保守点検は委託期間内にCOD自動測定装置については12回、全窒素・全りん自動測定装置については4回実施すること。

2 点検内容については別紙の保守点検項目表に基づいて実施すること。

3 保守点検方法については、各機器の取扱説明書の記載事項を原則とすること。

4 各機器の部品交換の時期については、和歌山市係員と協議の上決定すること。

5 各機器の故障等発生した場合は、速やかに臨時点検を行い、保守点検及び調整を実施すること。

また、点検の結果を報告すること。

(その他)

第12条 受託者は委託業務実施中、他の運転業務に支障をきたさないように十分注意をしなければならない。

2 受諾者は、委託業務により発生した交換後の部品等の不用品を適切に処分すること。

3 その他、本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

COD自動測定装置交換部品リスト

	部品番号	品名	単位	数量
1	116E061	ユニチューブ (18×24)	m	0.3
2	125A114	ダイヤフラム	式	1
3	125A113	弁シート (リードバルブ)	式	1
4	136A791	エアポンプ用マフラー	個	1
5	116D303	PFAチューブ (4×6)	m	3
6	115A298	Oリング (G60)	個	2
7	117K041	Zユニオン用Nスリーブ (6マル)	個	4
8	116D002	テフロンチューブ (1×3 白)	m	0.5
9	40121000	ゴムパッキン (2.8×6)	個	4
10	126B436	チェックバルブ	個	2
11	115A060	Oリング (P26)	個	2
12	136A022	ミニトラップフィルター	個	1
13	115A018	Oリング (P9)	個	2
14	116E032	ユニチューブ (10×14.5)	m	12
15	116E028	ユニチューブ (6×8.5)	m	2
16	116D310	PFAチューブ (6×8)	m	1.5
17	116C008	シリコンチューブ (6×8)	m	0.3
18	116B004	ビニールチューブ (5×7)	m	0.1
19	70883600	反応槽	個	4
20	70571200	反応槽取付ゴム	個	2
21	70883400	反応槽パッキン	個	1
22	7321930K	セル攪拌翼	式	2
23	EL2059-1-CE	ORP電極 (白金電極)	本	1
24	7230570K	ジャンクション管アセンブリー	本	2
25	116E065	ユニチューブ (7×15)	m	0.2
26	117B858	Zユニオン用Nスリーブ (8マル)	個	2
27	115A116	Oリング (P60) (加熱槽用)	個	1
28	70883500	加熱槽パッキン	個	1
29	70571300	加熱槽取付ゴム	個	1
30	XC885032	シリコン油	個	1
31	7677710K	透明20ml シリンダーアセンブリー	個	1
32	EL4216-1-AE	比較電極	本	1
33	70570300	反応槽ふた	個	1
34	6305480K	内部液500ml	本	1
35	XC885030	シリコンオイル	本	1

※上記以外で交換部品が必要な場合は両者協議の上、交換すること。

全窒素・全りん自動測定装置交換部品リスト

	部品番号	品名	単位	数量
1	7677710K	透明20mlシリンダ	個	1
2	6804420K	シリンジキット	個	2
3	67717300	ピストン	個	5
4	7541440K	ローラーポンプチューブ交換キット	式	2
5	6804430K	Oリングキット	組	1
6	116D302	PFAチューブ (2×3)	m	20
7	116E065	ユニチューブ (7×15)	m	0.5
8	74011200	シリコンチューブ (10cm)	本	3
9	6952210K	グリース	個	1
10	117B001	Zユニオンスリーブ Φ3PP	個	2
11	7398240S	送液ポンプ サブアセンブリー	個	2
12	6803920K	エアポンプ サブアセンブリー	個	1
13	7398250S	送液ポンプ サブアセンブリー	個	1
14	7398040K	電磁弁 AV-3202 コネクタ付	個	5
15	7426930K	ヒータ ASSY (4本1組)	組	1
16	7398020K	3方電磁弁 AV-1302	個	3

※上記以外で交換部品が必要な場合は両者協議の上、交換すること。

COD自動測定装置保守点検項目表

点検項目	点検頻度	点検内容
1 検水部		
検水・希釀水系ポンプ、チューブ点検	12回/年	ポンプ動作の確認、適時交換
	12回/年	正常な計量・送液の確認
	12回/年	
2 試薬部		
試薬残量点検・補充	12回/年	試薬の補充
	12回/年	正常な計量・送液の確認
	12回/年	適時交換
3 加熱槽部		
加熱槽点検・交換	12回/年	オイルの補充、適時パッキン・ヒーター交換
	1回/年	シリコンオイルの交換
4 反応槽部		
チューブ交換	随時	適時交換
	12回/年	反応槽内部の汚れ点検と洗浄、適時パッキンの交換
	12回/年	動作の確認、適時交換
	4回/年	反応槽の交換
	2回/年	攪拌翼・ジャンクション管の交換
	12回/年	白金電極、比較電極の点検と内部液の補充、適時交換
	12回/年	ドレイン機構の洗浄動作確認
5 制御部		
シーケンス点検	12回/年	シーケンス動作の確認
	12回/年	酸化還元電位点検
	12回/年	滴定器動作・滴定量表示点検
	1回/年	滴定器動作の確認
	12回/年	終点検出動作点検
	1回/年	滴定透明シリジン交換
	12回/年	ZERO校正・SPAN校正
6 記録部		
記録・指示計動作点検	12回/年	記録・指示計の動作確認
記録紙交換	随時	適時交換
特記事項		

全窒素・全りん自動測定装置保守点検項目表

点検項目	点検頻度	点検内容
1 検水部		
採水経路・受水槽点検 送液ポンプ・電磁弁点検・交換 Oリング、チューブ交換 エアポンプ点検・交換	4回／年	槽内・フィルターの洗浄と流量調整
	4回／年	動作の確認、適時交換
	1回／年	Oリング、チューブ類の交換
	4回／年	動作の確認、適時交換
2 純水部		
計量ポンプ点検 グリス塗布 シリングジアセンブリー洗浄・交換 リザーバータンク、バッファータンク点検 Oリング交換	4回／年	動作の確認
	4回／年	計量駆動部へのグリス塗布
	4回／年	シリングジアセンブリーの洗浄、適時交換
	4回／年	リザーバータンク、バッファータンクの点検・洗浄
	1回／年	Oリングの交換
3 試薬部		
試薬残量点検・補充 試薬ポンプ・ピンチ弁点検 シリングジキット、ピストン、チューブ交換	4回／年	試薬の補充
	4回／年	動作・つまりの確認
	2回／年	シリングジキット、ピストン、チューブの交換
4 加熱分解槽部		
加熱槽点検・交換 電磁弁点検	4回／年	液漏れ・加熱状態の確認、適時チューブの交換
	4回／年	動作・つまりの確認
5 反応槽部		
反応槽点検 送液ポンプ、ピンチ弁点検・交換 ピンチ弁チューブ交換 ポンプチューブ交換 Oリング交換	4回／年	反応槽内部の汚れ点検と洗浄
	4回／年	送液動作の確認、適時交換
	1回／年	チューブの交換
	2回／年	ローラーポンプチューブの交換
	1回／年	Oリングの交換
6 検出器部		
検出器点検 フローセル洗浄	4回／年	液漏れ、検出器出力圧力確認
	4回／年	フローセルの洗浄
7 記録部		
記録・指示計動作点検 校正 記録紙交換	4回／年	記録・指示計の動作確認
	1回／年	ゼロ校正・スパン校正の実施
	随時	適時交換
8 廃液部		
廃液タンク点検 チューブ交換	4回／年	廃液タンクの点検
	1回／年	チューブの交換
特記事項		

COD及び全窒素・全りん自動測定装置保守点検業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌川終末処理場（和歌山市塩屋5丁目3番41号）のCOD自動測定装置及び全窒素・全りん自動測定装置の保守点検業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

2 別紙仕様書に明示されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税
とする。）円分を含む。）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙
に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。
この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により業務委託を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

（確認）

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

（委託金の支払）

第12条 乙は、委託業務完了後、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければ

ならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

(4) 正当な事由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

2 前項第2号から第5号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人にに対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいざれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

- 第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

- 第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

- 第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

- 第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

- 第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する 重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地
氏名 和歌山市
和歌山市公営企業管理者 濑崎 典男

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

質問・回答について

1 委託名稱 COD及び全窒素・全りん自動測定装置保守点検業務委託

2 委託番号 20

3 担当課 終末処理場管理課（和歌川終末処理場）

4 質問及び回答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年2月13日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。